

**一体的実施及び地域職域連携等の質の向上を図るための栄養・食生活分野における食環境整備  
実態調査業務委託仕様書**

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する一体的実施及び地域職域連携等の質の向上を図るための栄養・食生活分野における食環境整備実態調査業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

**1 業務名**

一体的実施及び地域職域連携等の質の向上を図るための栄養・食生活分野における食環境整備実態調査（以下「当調査」という。）業務

**2 業務の目的**

県民（国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者）の栄養状態を適切な状態へ改善していくためには、個人の努力と併せて、家庭、地域、行政、関係機関が一体となり、社会全体で食環境を整備していくことが不可欠である。そのため、県民の食環境の質の向上を図るために必要な施策を効果的に展開するための実態調査を行う。

**3 委託期間**

契約締結の日から令和9(2027)年3月31日まで

**4 業務内容**

当調査に係る次の業務を実施する。

(1) 調査の種類及び分析業務に関すること

1) 庁内・市町等の健康な食事・食品アクセスに係る実態調査

ア 先行研究調査

イ 行政機関等の関係調査分析

ウ 県庁内関係部局及び市町関係部局へのアンケートやヒアリング調査

エ 小売店などへのアンケートやヒアリング調査 ※2) と同時でも良い

2) 自然に健康になれるとちぎ食環境整備事業重点テーマに関する施策展開調査

国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の栄養・食生活の改善において、企業と連携した食環境整備を進めるための事業者側の意識の実態・課題に関するものへのアンケートやヒアリング調査

3) 調査の実施や分析等に係る会議等の実施

有識者や県庁内関係部局、保健所、市町等を交えた会議等の実施

4) 企画提案書作成における留意点

企画提案書については、別紙「企画提案書作成における留意点」に基づく内容を記載する

(2) 報告書作成業務に関すること

上記(1)の1)と2)の調査の種類ごとの結果を記載する

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保健加入者の望ましい食環境整備に係る取組の方向性を記載する

## 5 委託業務の実施に当たっての注意事項

### (1) 入力データの精度管理について

集計業務に際しては、誤りのないよう十分チェックを行った上で、正確なデータを納品すること。  
修正・再入力が必要となった場合は、受託者の負担において速やかに対応すること。

### (2) 進捗管理について

乙は、月末に進捗状況を甲に報告すること。

甲は、乙の報告を受け、必要に応じて打ち合わせ等を行うこと。

### (3) スケジュールについて

各種調査の実施、集計、分析、報告書作成スケジュールについては、甲と乙の協議により決定すること。

甲は、乙と協議の上、必要に応じてヒアリングなどの調査に同席すること。

## 6 受託業者の要件

以下に掲げる事項に該当しないこと。

(1) 次の法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。

⇒ 統計法（平成19年法律第53号）

⇒ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(2) 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことにより提供禁止となっている者。

## 7 成果品の納入

### (1) 提出方法

ア 作成データを電子データに記録して納品する。

印刷物 各1部

電子データ CD-ROM 各1部 (WORD、Excel、PDF)

(2) 納入期限 令和9(2027)年3月31日まで

(3) 納入場所 栃木県保健福祉部健康長寿推進課

## 8 調査票情報の適正な管理及び秘密保持

乙は、委託業務の実施にあたり、以下の事項を厳守する。

(1) 専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもって業務に当たること。

(2) 転写書類及び記録媒体は、委託業務を実施する事務所内に限定して利用し、原則としてそれ以外の場所に持ち出してはならない。

(3) パソコンは、外部ネットワークと接続せず、アンチウイルスソフトの導入、最新のセキュリティロック等の不正操作対策が図られているものを使用し、帳票情報及び中間生成物は全て外付けの記録

媒体（USBメモリー等）に格納し、パソコンに内蔵されている記憶装置には一切の情報の蓄積を行わない。

- (4) (3)の情報を使用しないときは、当該記録媒体をパソコンから外し、事務所内の施錠可能なボックス等に保管する。
- (5) データの破棄・処分を行うに当たっては、責任者等の立会いのもと細心の注意をもって実施すること。
- (6) 調査情報について、第三者への調査情報の転写、貸与及び提供をしないこと。

## 9 その他

- (1) 委託業務の実施に要する機材等は、全て乙の負担とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 企画提案書作成における留意点

## 1) 庁内・市町等の健康な食事・食品アクセスに係る実態調査

調査区分	目的	調査内容	必須事項	県報告時期
ア 先行研究調査	全国的な先行研究を把握し、本県の健康な食事・食品に係る食品アクセスの問題に関する課題を俯瞰的に把握するための基礎資料	食品アクセスに関する実態・課題を把握 健康な食事・食品に係る食品アクセスに関する実態・課題を把握	食環境に係る調査のカテゴリー分け（栄養・食料・環境・まちづくり等）	8月末
イ 行政機関等の関係調査分析	先行研究等を踏まえ、本県の特徴を踏まえた施策の方向性を検討する基礎資料	健康な食事・食品を含む食品アクセスに影響する各種統計調査等の実態・課題を把握	地域の食料品アクセスマップから見える栄養・食生活に係る課題等の整理	9月末
ウ 県庁内関係部局アンケート及びヒアリング調査、市町関係部局アンケート及びヒアリング調査	市町と連携した他部局連携による食環境整備を進めるための基礎資料	食や健康に関係する部・課が健康な食事や食品の提供に係る問題をどのように捉えているか実態・課題を把握（意識）  イ・ウの結果の掛け合わせにより地域の健康な食事や食品のアクセスの課題を分析	県と市町の課題認識の差 各部・課の課題認識の差 課題地域の把握  ※食環境に関連する項目を選定し、プロット分析等を実施	2月中旬
エ 小売店などへのアンケートやヒアリング調査	健康な食事や食品等に係る地域の食料流通状況等を把握するための基礎資料	健康な食事や食品の購入実態を把握	小売店などが抱える健康な食事や食品の提供や摂取促進に係る課題の整理	2月中旬

## 2) 自然に健康になれるとちぎ食環境整備事業重点テーマに関する施策展開調査

調査区分	目的	調査内容	必須事項	県報告時期
飲食サービス業者、食料品製造業者、飲食料品小売業者、フォロワー事業者	国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の栄養・食生活の改善において、企業と連携した食環境整備を進めるための基礎資料	健康な食事提供や食品提供に係る事業者側の意識の実態・課題を把握	健康な食事・食品の提供にかかる取組推進の支障になっている事柄の抽出	2月中旬